

個人番号利用事務系ネットワークにおけるセキュリティ対策業務にかかる情報提供 依頼について

個人番号利用事務系ネットワークにおける次期セキュリティ対策システムについて、コスト削減や効果的な運用を実現するため、幅広く情報収集を行い、次期セキュリティ対策システムの仕様や予算策定の参考にするため、情報提供依頼を実施します。

情報提供いただける事業者の方は、下記のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 背景と目的

本県では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。）、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」及び「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けて」等に基づき、平成28年10月に、番号法第2条第10項で定義される個人番号利用事務を行うネットワーク（以下、「個人番号利用事務系ネットワーク」という。）を構築し、セキュリティ対策システムを導入しました。現在は2代目のセキュリティ対策システムを運用中です。

しかしながら、現行セキュリティ対策システムの運用期限が令和9年9月末に迫っており、また、個人番号利用事務用パソコン（以下、「パソコン」という。）及び個人番号利用事務用プリンタ（以下、「プリンタ」という。）も、令和9年9月末時点で5年が経過することから、セキュリティ対策システムの再構築、パソコン及びプリンタの更新が必要となってきました。

次期セキュリティ対策システム（運用期間：令和9年10月～令和15年2月の5年5ヵ月を想定）においては、コスト削減や効果的な運用を実現するため、本県における仮想基盤（以下、「統合サーバ」という。詳細は資料7「統合サーバの利用について」のとおり）や他のソフトウェアを利用したシステム構築、リモート保守環境（詳細は資料8「リモート保守環境の利用について」のとおり）等を利用した運用保守の可否及び方法について、幅広く情報収集を行う必要があります。

2. 現行セキュリティ対策システムについて

以下の資料を参考にしてください。

- 資料5「現行システムのサービス定義書」

- 資料6「納品物内訳書」

3. 情報提供内容について

(1) 目的を達成する方法等について

次期セキュリティ対策システムにおいて、コスト削減や効果的な運用を実現するための具体的な方法やシステム構築に必要となる期間をご提案ください。統合サーバを利用してシステム構築する場合は、必要となるリソースについてもご提示ください。

(2) システム構成・概算費用について

次期セキュリティ対策システムのシステム構成と概算費用についてご提案ください。

(3) 次期システムの調達仕様書について

令和4年度に再構築したセキュリティ対策システムの調達仕様書(下記のとおり)を参考に、今後、策定していく予定のセキュリティ対策システムの調達仕様書について、注意すべき点や改善すべき点をご提案ください。

- 資料1「令和4年度個人番号利用事務系ネットワークにおけるセキュリティ対策業務仕様書」
- 資料2「令和4年度個人番号利用事務系ネットワークにおけるセキュリティ対策業務詳細仕様書」
- 資料3「詳細仕様書別紙_個人番号利用事務系ネットワーク概要」
- 資料4「詳細仕様書別紙_個人番号利用事務系ネットワークで利用可能なウイルス対策ソフト」

4. 情報提供資料の提出方法について

(1) 提出様式

情報提供資料(別紙)に提出資料の一覧と概要をご記入ください。

システム構成の提案について、機器やソフトウェア等の明細の様式は任意としますが、各費用の集計については、資料9「個人番号利用事務系ネットワークにおけるセキュリティ対策業務委託 費用集計表(工程・調達内容別)」を使用してください。

その他の資料の様式は任意とします。

(2) 提出部数

1部(社印押印の上郵送またはご持参ください)

(3) あて先

三重県知事あて

(4) 受付期間

令和7年4月8日(火曜日)から令和7年6月13日(金曜日) 17時まで

※提案に時間がかかる場合は、受付期間内にその旨をご連絡ください。

(5) 提出先

三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課情報基盤班

住所：〒514-8570 三重県津市広明町13番地

5. 注意事項

- (1) 本資料による情報提供依頼は、システムの方向性を検討するための手段であって、契約を前提としたものではありませんのであらかじめご了承ください。
- (2) 資料の提供にあたって、既存の提案資料、パンフレット等をご活用いただいても構いません。また、上記依頼内容に記述する一部の内容の資料提供でも構いません。
- (3) 資料についてご説明をいただける場合は、事前にご連絡をお願いいたします。
- (4) ご提供していただいた情報については、当組織内で使用するものであり、貴社に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）で定義する公文書になりますので開示請求があった場合は、請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。
- (5) 本情報提供依頼に係る資料の作成、提出等に要する費用は各提案者の御負担でお願いいたします。
- (6) ご提供していただいた情報・資料につきましては、返却致しません。
- (7) ご提供していただいた情報に関して、後日問い合わせを行う場合があります。

6. 問い合わせ先

三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課情報基盤班

担当：

住所：〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話：059-224-3363

FAX：059-224-2207

電子メール：network@pref.mie.lg.jp